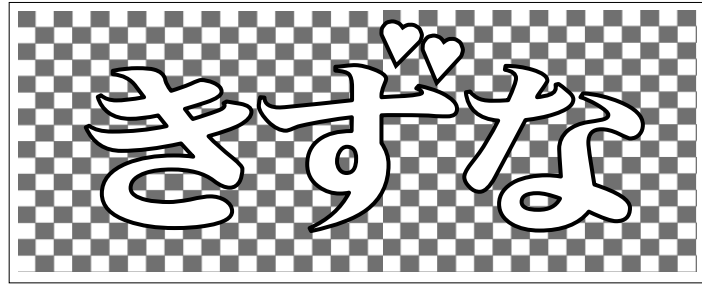


未加入者情報は組合まで

9月より拡大月間がスタートします。現場で労災保険に入っていない、市町村国保が高い等、困っている仲間がいたら、組合までご連絡ください。ご協力よろしくをお願いします。



発行
首都圏建設産業ユニオン
東多摩支部 教宣部
府中市若松町2-3-28
Tel:042-354-8055
発行責任者 山本 武善

情勢の変化と今後の展望を学習

一人一人が今『すべき』を考える

六月二十五日(日)支部活動者会議として『仲間のつどい』を開催しました。働き方改革や、石綿関連法の改正、インボイス制度について等、建設業界においてこの先気を付けないといけない事を項目毎に学びました。また、事業主・一人親方・従業員の三つに分かれ、分散会も開催。賃金を上げるためには何をしていくべきか等、それぞれ立場から討議をしました。

第一分散会

第一分散会は従業員を雇用している経営者同士、本音の話ができました。

準見積書を使い必要経費をしっかりとらう等、皆で意見を出し合いとても勉強になりました。最後は経営者ならではの愚痴も出て、面白かったです。

第二分散会

第二分散会は一人親方八人が参加しました。

天候に左右される職種は適正工期を法律で定めてほしい等、様々な意見がでました。

第三分散会

第三分散会では従業員が集まり、賃金についてや、事業主になった時に必要な事などについて討論しました。幅広い年齢層が話し、同じ従業員でも世代による考え方の違いなどもあり、色んな意見が飛び交いました。



講習会ではスライドを使い情勢について学ぶ



分散会では忌憚ない発言が飛び交う



終了後は会場を変えて懇親会

【山本 武善・記】

キーワードクイズ

日頃より機関紙『きずな』をご愛読いただき、ありがとうございます。さて、4月号から「キーワードクイズ」を掲載しています。正解がわかったら、11月号に掲載される、問題、応募方法、当選者の発表を読んでご応募下さい。

◆8月号のヒント

1			

☆ 機関紙『きずな』懸賞企画 ☆



◆応募方法

支部HP『お問い合わせフォーム』より『その他』にチェックし、『お問い合わせ内容』に「ナンバーズ応募」と「先月配布された機関紙に記載された抽選番号」を記載し送信願います。

◆景品引渡：所属地区の地区会議で当選機関紙と引換

◆今月の景品：『Quoカード 4,000円分』

※応募がなかった場合、翌月へ繰越となります。

115号の当選番号は、**510番**です。

応募締切は9月1日です。

必ず締切までにご応募ください。

景品引換は当選月から1年です。

ご案内差し上げた会議等に参加出来ず引換を行えなかった方は、改めて支部事務所までご連絡ください。

今月のあなたの
抽選番号は
750番

9月13日は書記局研修の為、支部事務所が終日閉所となります。ご理解・ご協力の程お願いいたします



正しい知識が命を守る 支部労働安全講習会に参加して



現場の安全のため集中して受講

七月二十四日に支部で行われた労働安全講習会に参加して大変勉強になりました。
湊秀雄本部労働安全対策部長を講師に、足場関係の法改正や、労働災害の発生状況、石綿事前調査における各行政の対応状況等につ

いて学びました。建設業で特に防災事故が多いのは町場関係、一人親方の死亡災害は全体の六十四%と、とびぬけて多い事が報告されました。これは、安全知識の不足や、一人作業により監視の目が届かないため、無理な体制での工事等の理由が挙げられます。
一方建設業全体ではここ数年死亡事故率は下がっています。これは会社や個人で安全講習や資格講習を積極的に受ける人が増えてき

たためと思われれます。石綿関連については、十月より着工前に必要な石綿事前調査は専門の資格を持つ人でないと、行う事が出来なくなります。非常に重要な改正であり、今後各種講習を受ける様PRしていきます。
最後に現場総合保険や個人で入れる保険等の説明がありました。今回は盛りだくさんの内容だったため、また行う際にはぜひ参加したいです。
【石川 幸一・記】

七月九日、蒸し暑い梅雨の日の日曜日、塗装一級技能士の資格取得を目指して『塗ろう会』を開催しました。今回は技能試験を受



本番を意識した丁寧な作業

験する東多摩支部二人、多摩支部一人、世田谷支部一人の組合員さんの他、試験ってどんなことをするのか、参加してみたいと、東多摩から一人参加と、合計五人が来てくれました。実技試験と同じ内容で、塗料を三色作るのですが、その中に塗装屋さんでも、作るの

【釘田一郎・記】

実技試験の事前講習

試験突破に向け一致団結

難しい色が一色ありません。参加者同士集まり「どうしたらこの色に近くなるか」と、相談していている姿を見て、やっぱりユニオンで同じ職種同士、年齢も関係なく話せる仲間がいるのは、良いなと思いました。
今年受講する仲間たちにポイントは教えたので、試験に向けてたくさん練習して、今年受かって下さい。頑張れ！

不払い防止十か条

不払い事件では適正な雇用契約や請負契約を行っていないため、法的な対応に進めないことも多く、解決が非常に難しくなっています。代金不払いにあわない様『不払い防止十か条』を確認し適正な取引を心がけましょう。

- ① 信用情報：仕事ほしさに悪質業者に引っかからない様、初めての取引先は『契約』の前に仲間や同業者から信用情報を集める…おいしい話には要注意。
- ② 適正価格：指し値発注、値引きの強要は見積もりをきちんと行い、原価を割り込む低単価・赤字工事は断る…『次からなんとかするから』が命とり。
- ③ 書面契約：口約束はトラブルのもと。契約なしには工事に入らない。必ず工事着工前に契約書・発注書・請書を取り交わし、契約条件を確認しておく。
- ④ 手形払い：長期の手形・労務費に食い込む手形は建設業法違反…割れない手形はもらわない。
- ⑤ 月別収支：長期工事では、月々の出来高請求と月別の清算を確実に。労働者の手配や材料調達に必要な『前払い金』も要求しよう。
- ⑥ 追加変更工事：追加・変更工事をめぐる不払いが多発。追加・変更箇所について工事責任者から『工事（施工）指示書』をもらい、必ず本体契約と別途書面契約をしよう。
- ⑦ 倒産危険信号：月々の支払いの遅れ、オール手形、手形ジャンプの要求は倒産直前の危険信号。支払いが改善されないなら傷を深くしないよう、早めに工事から手を引く決断も必要。
- ⑧ 労働記録の保存：現場の出面、作業証明、作業指示書など、現場での労働記録は大切に保存を。
- ⑨ 雇入れ通知書：倒産で賃金が不払いにあった時、労働者として国から建て替え払いによる救済が受けられるよう『手問請』で働く場合は、仕事先から『雇入れ証明』を受けておく。
- ⑩ 倒産防止共済：取引先の倒産に事前の備え…『中小企業倒産防止共済制度』に加入を。